

大館市都市再興基本計画 (立地適正化計画)

届出の手引き

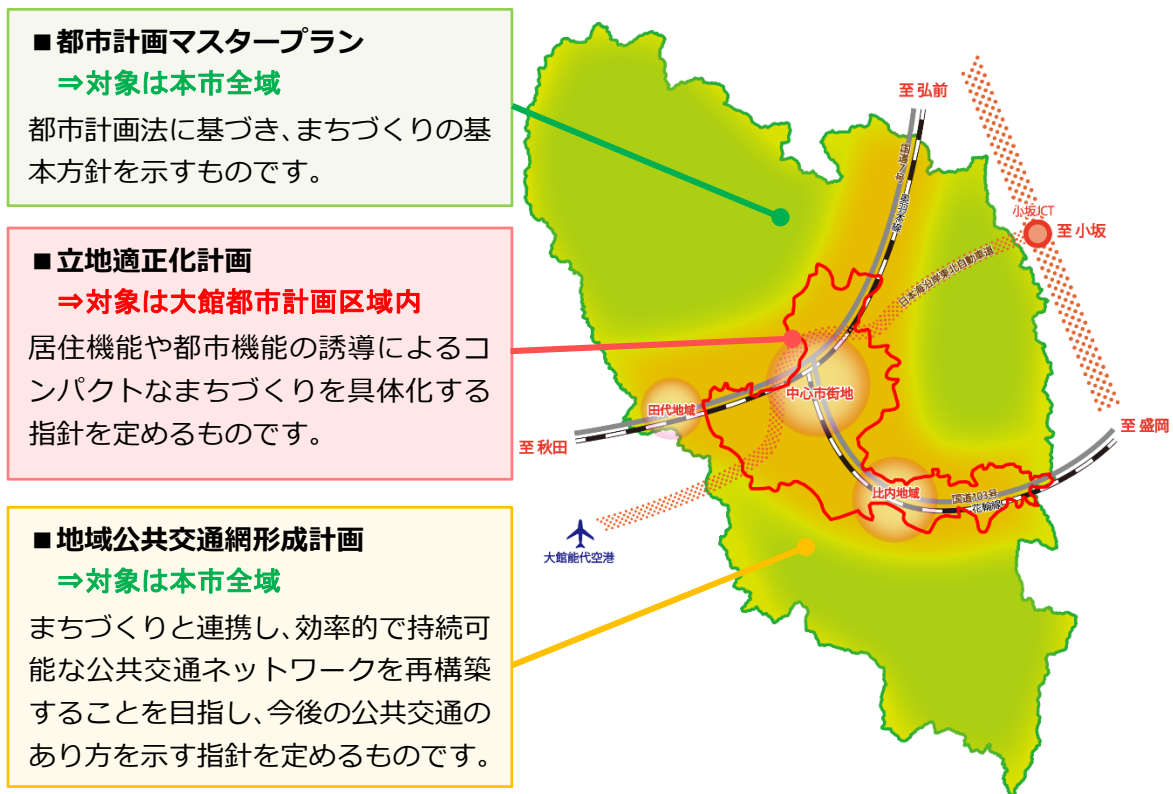
1. 立地適正化計画について	1
2. 届出制度について	2
2-1 手続きの流れ	2
2-2 届出の対象となる場所・行為の内容について	3
2-3 誘導施設と誘導区域について	4
2-4 都市機能誘導区域外における開発・建築等の行為	6
2-5 都市機能誘導区域内における施設の休廃止の行為	9
2-6 居住誘導区域外における住宅の開発・建築等の行為	11
2-7 届出に関するQ & A	14
2-8 届出様式記載例	17

1. 立地適正化計画について

大館市（以下「本市」とします）では、今後のさらなる人口減少・高齢化の進行がもたらすさまざまな課題に対応した都市構造への転換を行うため、まちづくりの基本方針を示す「都市計画マスタープラン」の見直し・地域間を結びつける「地域公共交通網形成計画」の策定と合わせ、「立地適正化計画」を策定しました。

立地適正化計画では、大館地区を中心拠点とし、扇田地区（比内総合支所周辺）及び都市計画区域外の早口地区（田代総合支所周辺）を中核拠点、ふるさとキャリア教育の活動拠点等を地域拠点として、交通軸の強化による市全域が連携した将来都市構造を目指し、都市機能を誘導すべき「都市機能誘導区域」と居住を誘導すべき「居住誘導区域」、都市機能として維持・誘導すべき「誘導施設」を設定しています。

なお、立地適正化計画対象区域外や誘導区域に設定していない地域についても、これまでと同様にさまざまな計画によりまちづくりを進め、引き続き暮らしやすさの維持・向上を図ります。



2. 届出制度について

2-1 手続きの流れ

立地適正化計画の公表により、該当の区域内で誘導施設^{※1}や一定規模以上の住宅の開発行為・建築等行為をする場合は、**30日前まで**に市への届出が必要になります。

また、届出は、都市計画法に基づく開発許可申請や建築基準法に基づく建築確認申請に先行して届出することが望ましいとされています。

このため、対象となる行為を行おうとする場合は、事業を検討する早い段階から早目にご相談ください。

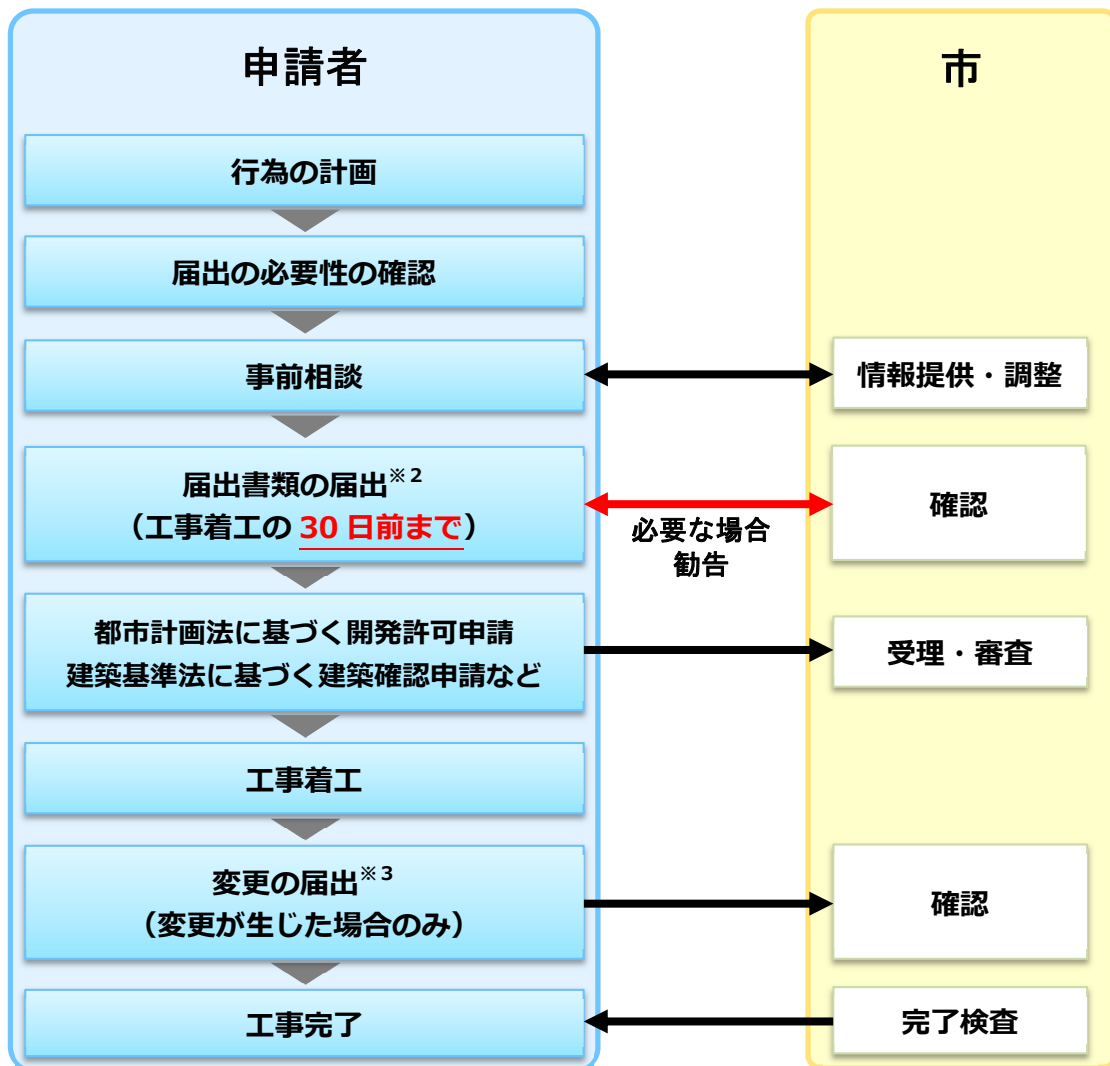


図 手続きの流れイメージ

※1：4ページに記載された施設をいいます。

※2：立地適正化計画に基づく届出は、工事に着工する**30日前まで**に必要です。

※3：届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着工する日の**30日前まで**に届出が必要です。

2-2 届出の対象となる場所・行為の内容について

行為の場所や内容により届出の要否が異なりますので、以下の項目をご確認ください。
 なお、都市計画区域外は届出の対象外となります。

確認項目

- ①届出が必要となる場所
- ②届出が必要となる行為
- ③届出の時期（行為の着手の **30 日前まで**に提出）
- ④（①・②の確認により届出が必要だった場合）必要な届出書類

届出の対象となる「場所」と「行為の内容」確認表

②行為の内容		①行為の場所※1		都市機能誘導 区域外	都市機能誘導 区域内	居住誘導 区域外	居住誘導 区域内
		都市機能誘導 区域外	都市機能誘導 区域内	都市機能誘導 区域外	都市機能誘導 区域内	居住誘導 区域外	居住誘導 区域内
誘導施設※2	開発行為	誘導施設の建築を目的とする開発行為	届出必要 6ページ 参照	届出不要	届出不要	—	—
	建築等行為	誘導施設を新築しようとする場合		届出不要	—	—	
		建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設とする場合		届出不要	—	—	
	休廃止	誘導施設を休止又は廃止する場合	届出不要	届出必要 9ページ 参照	—	—	
住宅※3	開発行為	3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為	—	—	届出必要 11ページ 参照	届出不要	
		1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で規模が1,000m ² 以上のもの					
	建築等行為	3戸以上の住宅を新築しようとする場合			届出必要 11ページ 参照	届出不要	
		建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合			届出必要 11ページ 参照	届出不要	

※1：5ページに示した区域をいいます。

※2：4ページに記載された施設をいいます。

※3：戸建住宅、共同住宅、長屋、兼用住宅の用に供する建築物をいいます。

2-3 誘導施設と誘導区域について

「立地適正化計画」では、都市再生特別措置法第 81 条第 2 項に基づき、「誘導施設」、及び「誘導区域」を設定しています。

(1) 誘導施設

誘導施設は、日常生活利便性の維持・向上のため、「都市機能誘導区域内」に設定する施設で、新しく立地を誘導する施設だけでなく、将来において「都市機能誘導区域外」に転出してしまうおそれがある既存の施設についても設定しています。

本市では、下記の 6 つの施設を誘導施設としています。

①商業施設

大規模小売店舗立地法第 2 条第 1 項に定める店舗面積が1,000m²以上の商業施設

②地域子育て支援拠点施設

市全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能を持つ施設（児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に定める子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う施設）

③総合福祉拠点施設

高齢者・障がい者・母子及び児童福祉の複合的な拠点となり、市全域の市民を対象とした福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能を持つ施設

④通所系介護福祉施設

高齢者が通所により日々の介護等のサービスを受けることができる機能を持つ施設（老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項に定める通所可能な介護福祉施設）

⑤サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条で定めるサービス付き高齢者向け住宅

⑥大規模病院等

次のいずれにも該当する施設

- ・病床数100床以上の病院（医療法第 1 条の 5 第 1 項に定める病院）
- ・医療・保健・福祉等の複合的な機能を有する施設

(2) 誘導区域

誘導区域として、「都市機能誘導区域」、「居住誘導区域」を下記のとおり設定しています。



図 誘導区域

※誘導区域の道路境界について

誘導区域の境界は、区域外側の道路端までを含みます。

※誘導区域からの除外について

本計画の公表日時点において、土砂災害危険区域に指定されている区域は除きます。また、公表日以降に新たに指定された区域のうち、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域は各誘導区域から除外するものとし、その他の区域については、除外を検討します。

2-4 都市機能誘導区域外における開発・建築等の行為

(1) 届出対象行為（都市再生特別措置法第108条第1項）

「都市機能誘導区域外」において、計画に位置付けた誘導施設に関する次の開発行為や建築等行為を行おうとする場合には、市が誘導施設に係る開発等の動きを把握するため、これらの行為に着手する**30日前まで**に、行為の種類や場所、設計又は施行方法、着手予定日等について市に届出が必要です。

※届出の対象となる誘導施設及び区域については、4～5ページをご確認ください。

届出対象の行為

	開発行為	建築等行為
行為	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（都市計画法第4条第12項）	建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転する行為（建築基準法第2条第13号）
対象行為	誘導施設※を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合	①誘導施設※を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、または建築物の用途を変更して誘導施設※を有する建築物とする場合
対象行為の例示	<p>開発行為の例示</p> <p>商業施設（店舗面積1,000m²以上）の建築の目的で行う土地の区画形質の変更</p> 	<p>建築等行為の例示</p> <p>商業施設（店舗面積1,000m²以上）の建築</p> 

※4ページに記載された施設をいいます。

※一部に誘導施設を含む複合施設の開発・建築等も届出の対象になります。

(2) 届出対象となる場所

敷地の一部でも「都市機能誘導区域内」となる場合は届出の必要はありません。

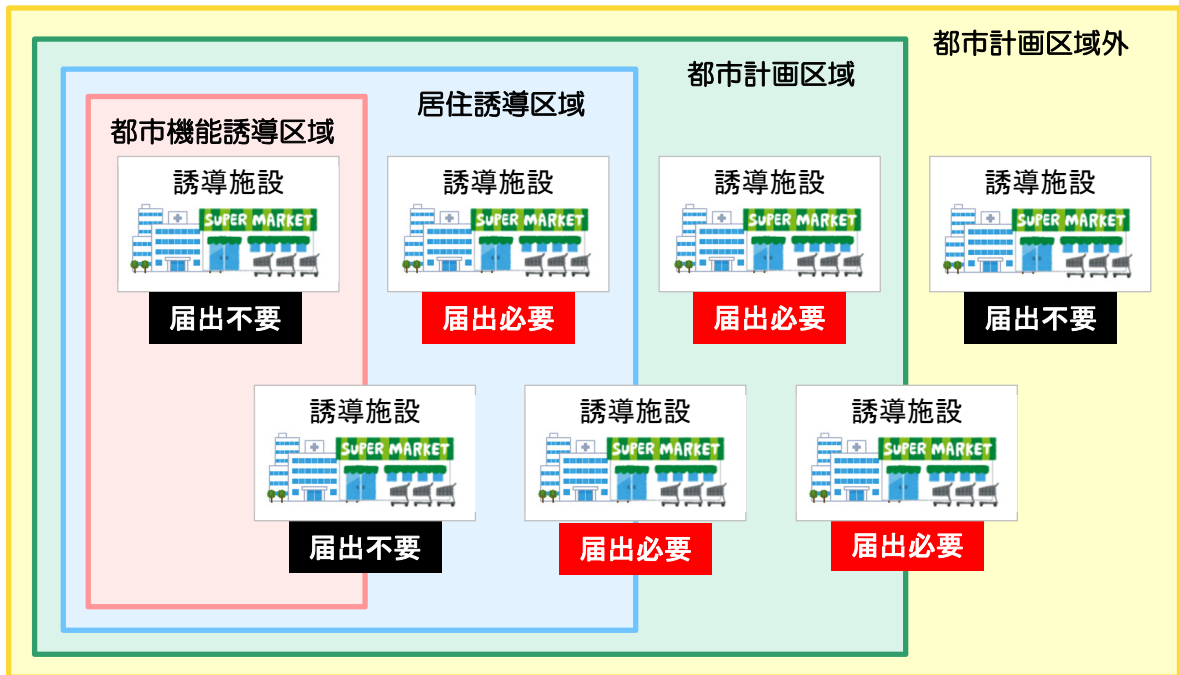


図 届出の必要性のイメージ

(3) 届出の対象とならない行為

誘導施設の開発・建築等行為のうち、次の行為をしようとする場合、届出は不要です。

- ① 誘導施設を有する建築物で仮設のもの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ② ①の施設の新築
- ③ 建築物を改築し、又はその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ④ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として行う行為

(4) 届出に必要な図書

対象行為をしようとする際は、次の図書により届け出てください。

① 開発行為の場合

届 出 書	様式 1
添 付 図 書	<ul style="list-style-type: none">・ 位置図 (縮尺1/2,500以上)・ 現況図 (行為地および周辺の公共施設を表示する図面、縮尺1/1,000以上)・ 設計図 (縮尺1/100以上)・ その他参考となるべき事項を記載した図書 (誘導施設の面積等がわかる資料等)・ 委任状 (届出手続きを代理人に委任する場合)

② 建築等行為の場合

届 出 書	様式 2
添 付 図 書	<ul style="list-style-type: none">・ 位置図 (縮尺1/2,500以上)・ 配置図 (敷地内における建築物の位置を表示する図面、縮尺1/100以上)・ 誘導施設の各階平面図 (縮尺1/50以上)・ 誘導施設の2面以上の立面図 (縮尺1/50以上)・ その他参考となるべき事項を記載した図書 (誘導施設の面積等がわかる資料等)・ 委任状 (届出手続きを代理人に委任する場合)

上記行為の届出内容を変更する場合

届 出 書	様式 3
添 付 図 書	上記それぞれの行為と同様の添付図書



2-5 都市機能誘導区域内における施設の休廃止の行為

(1) 届出対象行為（都市再生特別措置法第108条の2第1項）

「都市機能誘導区域内」で、計画に位置付けた誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、施設を休止又は廃止しようとする日の**30日前まで**に、市に届出が必要です。

※届出の対象となる誘導施設及び区域については、4～5ページをご確認ください。

届出対象の行為

	休止	廃止
対象行為	誘導施設※の再開の意思があるもの	誘導施設※の再開の意思がないもの
対象行為の例示	誘導施設の休止の例示 商業施設（店舗面積1,000m ² 以上）を改装工事のため、3ヶ月以上休止 	誘導施設の廃止の例示 商業施設（店舗面積1,000m ² 以上）の廃止 

(2) 届出対象となる場所

敷地の一部でも「都市機能誘導区域内」となる場合は、届出の必要があります。

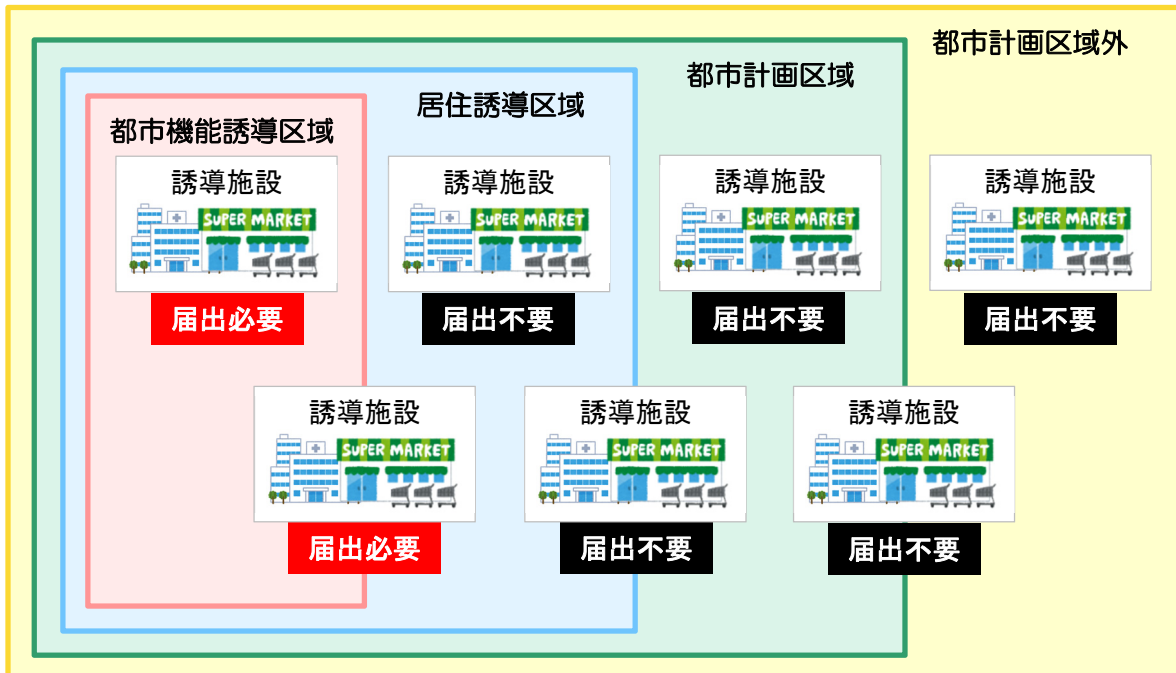


図 届出の必要性のイメージ

(3) 届出に必要な図書

休止・廃止の場合

届 出 書	様式4
添 付 図 書	原則不要（必要に応じて位置図等の提出をお願いする場合があります。）







2-6 居住誘導区域外における住宅の開発・建築等の行為

(1) 届出対象行為（都市再生特別措置法第88条第1項）

「居住誘導区域外」において、次の開発行為や建築等行為を行おうとする場合には、市が住宅開発等の動きを把握するため、これらの行為に着手する**30日前まで**に、行為の種類や場所、設計又は施行方法、着手予定日等を市に届け出なければなりません。

※届出の対象となる区域については、5ページをご確認ください。

届出対象の行為

	開発行為	建築等行為
行為	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（都市計画法第4条第12項）	建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転する行為（建築基準法第2条第13号）
対象行為	① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m ² 以上のもの	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
対象行為の例示	①の例示 3戸の住宅開発  届出必要	①の例示 3戸の住宅を新築  届出必要
	②の例示 1戸の住宅の建築目的の開発行為で、規模が1,100m ²  届出必要	1戸の住宅を新築  届出不要
	2戸の住宅の建築目的の開発行為で、規模が800m ²  届出不要	②の例示 建築物を改築し、3戸以上の住宅として利用する  届出必要

※住宅とは、戸建住宅、共同住宅、長屋、兼用住宅の用に供する建築物をいいます。

(2) 届出対象となる場所

敷地の一部でも「居住誘導区域内」となる場合は届出の必要はありません。

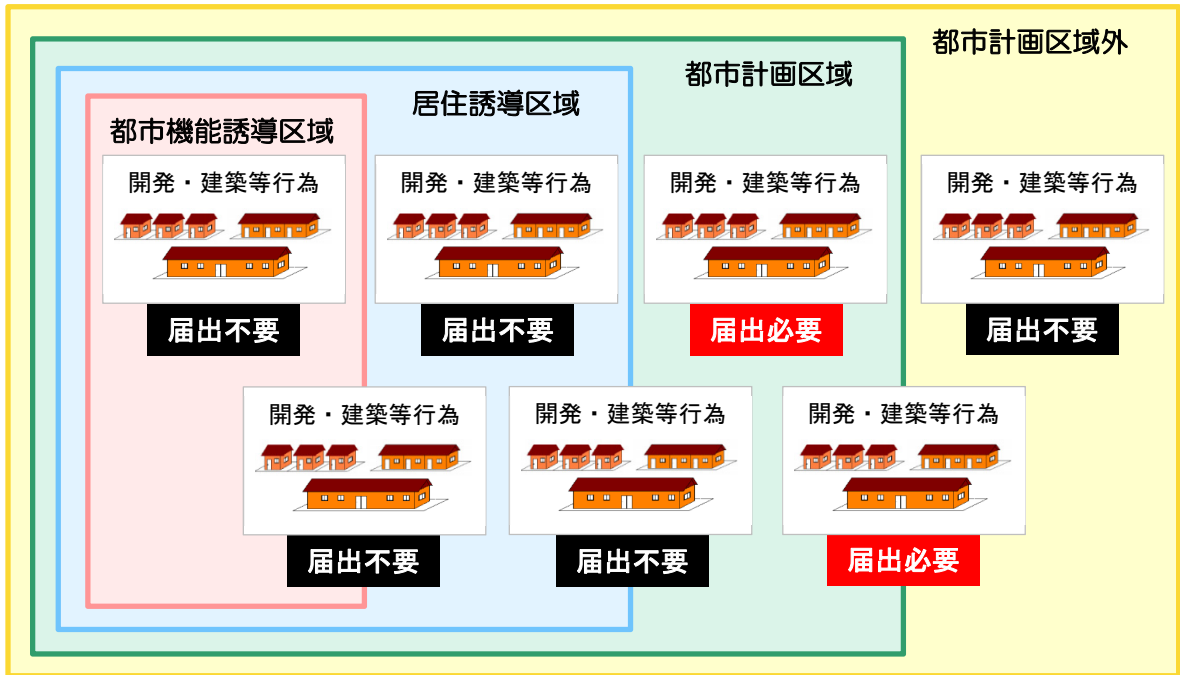


図 届出の必要性のイメージ

(3) 届出の対象とならない行為

住宅の開発・建築等行為の内、次の行為をしようとする場合、届出は不要です。

- ① 仮設住宅又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ② ①の住宅の新築
- ③ 建築物を改築し、又はその用途を変更して①の住宅とする行為
- ④ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として行う行為

(4) 届出に必要な図書

対象行為をしようとする際は、次の図書により届け出てください。

① 開発行為の場合

届出書	様式5
添付図書	<ul style="list-style-type: none">・位置図（縮尺1/2,500以上）・現況図（行為地および周辺の公共施設を表示する図面、縮尺1/1,000以上）・設計図（縮尺1/100以上）・その他参考となるべき事項を記載した図書（住宅の戸数が判断できる資料等）・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）

② 建築等行為の場合

届出書	様式6
添付図書	<ul style="list-style-type: none">・位置図（縮尺1/2,500以上）・配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面、縮尺1/100以上）・住宅の各階平面図（縮尺縮尺1/50以上）・住宅の2面以上の立面図（縮尺縮尺1/50以上）・その他参考となるべき事項を記載した図書（住宅の戸数が判断できる資料等）・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）

上記行為の届出内容を変更する場合

届出書	様式7
添付図書	上記それぞれの行為と同様の添付図書

2-7 届出に関するQ&A

1. 対象となる区域について

- Q 都市計画区域外では、届出は必要ですか？
A 都市計画区域外では届出の必要はありません。

2. 対象となる行為について

- Q 開発行為とは何ですか？
A 都市計画法4条第12項に規定する開発行為です。主として、建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更が対象となります。

- Q 一部に誘導施設を含む複合施設は対象になりますか？
A 一部でも誘導施設を有する場合は対象となります。

- Q 着手する日とはいつのことですか？
A 工事着手予定日のことです。

- Q 公表日に工事着手をする予定ですが、届出は必要ですか？
A 公表日当日に着手する開発行為、建築等行為から届出の対象となります。公表日時時点で着手日の30日前以内であった場合は、お手数をおかけいたしますが、速やかに届出をお願いします。

- Q 3戸の建売住宅を同時期に建築する予定なのですが、届出の対象となりますか？
A 届出日及び着手日が同一で、隣接する土地に建築する場合は届出の対象となります。

- Q 開発行為や建築等行為が都合により中止になりましたが、届出は必要ですか？
A 届出が必要です。都市再生特別措置法による届出のため、その他の申請手続きとは別に届出の提出が必要です。

- Q 廃止の届出について、都市機能誘導区域内の別の場所に移転する場合も届出が必要ですか？
A 届出が必要です。本届出は誘導施設の立地状況や誘導施設を有する建築物の状況を把握し、都市機能の誘導を推進するための制度ですので、ご協力をお願いします。

- Q 誘導施設を廃止（休止）しますが、別事業者が同じ用途で建築物（敷地）を使用することが決まっている場合でも届出が必要ですか？
A 届出が必要です。届出書に休廃止後の建築物の使用予定を記載する項目がありますので、休廃止後の使用について決まっている場合は記載してください。

- Q 休止の届出が必要になる休止期間はどれくらいですか。また、施設の建替えや改装等で休止する場合にも届出が必要ですか？
- A 3カ月以上休止する場合は届出が必要となります。建替えや改装等についても、3カ月以上休止する場合には届出をお願いします。

3. 提出書類について

- Q 届出書や必要書類等は、どこで入手できますか？
- A 市のホームページでダウンロードができます。また、大館市建設部都市計画課（比内庁舎1階）でも配布しています。
- Q 届出者は誰になりますか？
- A 開発行為の場合は開発行為者で、建築等行為の場合は建築主となります。共有等で記入しきれない場合は代表者氏名（他〇名）と記載し、別紙に共有者各々の住所・氏名を記載し割印添付してください。
- Q 届出書の地目、面積とは何に基づいて記入すればよいですか？
- A 地目については登記簿、面積については実測に基づき記入してください。
- Q 届出は何部必要ですか？
- A 届出は添付図書も含め1部です。
- Q 届出後に市から回答はありますか？
- A 届出書の受付した写しをお渡します。

4. その他

- Q 開発許可申請や建築確認申請と届出との前後関係はどのようにすればよいですか？
- A 法的な前後関係の定めはありませんが、届出の主旨が立地場所の誘導であることから、開発行為や確認申請等に先立ち届出をお願いします。
- Q 不動産取引での取り扱いはどのようになりますか？
- A この届出に関する制限は、宅地建物取引業法に規定する「重要事項の説明等」の対象となります。
- Q この届出により行為内容の修正を求められることがありますか？
- A あくまでも届出制度であり、必要な記載事項や添付書類等が揃っていれば原則として行為内容の修正等を求めるものではありません。ただし、法の定めには「届出に係る行為が誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは（中略）必要な勧告をすることができる。」とされており、必要な勧告をする場合があります。

Q 今後、区域や誘導施設が変更となることがありますか？

A 本計画は5年毎に定期的な見直しを行うこととしており、それに伴い届出の対象も変わることが考えられます。

Q 届出をしなかった場合、罰則はありますか？

A 届出をしない、または、虚偽の届出をして届出対象行為を行った場合は、30万円以下の罰金に科せられる場合があります。(都市再生特別措置法第130条)

2-8 届出様式記載例

(1) 届出様式について

届出様式は、大館市建設部都市計画課（比内庁舎1階）の窓口で配布するほか、大館市ホームページにおいてダウンロードできます。

(2) 届出様式の記入例

様式1 開発行為届出書

様式1（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係）

記入例

開発行為届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">2019 年 4 月 1 日</p> <p>大館市長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 大館市〇〇一丁目1番1号</p> <p style="text-align: right;">氏名 株式会社〇〇〇 代表取締役 大館 一郎</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> 株式会社 〇〇〇 印表印 </div>		
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	大館市■■町■■番地、〇〇番地の一部
	2 開発区域の面積	3,000 平方メートル
	3 建築物の用途	商業施設
	4 工事の着手予定年月日	2019 年 5 月 1 日
	5 工事の完了予定年月日	2019 年 8 月 1 日
	6 その他必要な事項	(担当者連絡先) 大館市〇〇一丁目1番1号 株式会社〇〇〇 担当□□ TEL 0186-■■-■■■■

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式2 誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

様式2（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係）

記入例

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

2019年 4月 1日

大館市長 様

届出者 住所 大館市〇〇一丁目1番1号

氏名 株式会社〇〇〇
代表取締役 大館 一郎

株式会社
〇〇〇
代表印

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	大館市■■■町■■■番地、〇〇番地の一部	
	地目	宅地	
	面積	3,000	平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	スーパーマーケット (店舗面積：2,500平方メートル)		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途			
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) 2019年5月1日 (完了予定年月日) 2019年12月31日 (担当者連絡先) 大館市〇〇一丁目1番1号 株式会社〇〇〇 担当□□ TEL 0186-■■■-■■■■		

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式3 行為の変更届出書

様式3 (都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係)

記入例

行為の変更届出書

2019 年 5 月 1 日

大館市長 様

届出者 住所 大館市〇〇一丁目1番1号

氏名 株式会社〇〇〇
代表取締役 大館 一郎



都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 2019 年 4 月 1 日

2 変更の内容

- ・床面積の変更 変更前：2,500㎡ → 変更後：2,000㎡ (倉庫面積の減)
- ・着手予定年月日の変更 (2019年5月1日→同年6月1日)

(連絡先) (担当者連絡先)
大館市〇〇一丁目1番1号
株式会社〇〇〇 担当□□
TEL 0186-■■■-■■■■

3 変更部分に係る行為の着手予定日 2019 年 6 月 1 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 2019 年 12 月 31 日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式4 誘導施設の休廃止届出書

様式4 (都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係)

記入例

誘導施設の休廃止届出書

2019年4月1日

大館市長様

届出者 住所 大館市〇〇一丁目1番1号

氏名 株式会社〇〇〇
代表取締役 大館 一郎



都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・**廃止**)について、下記により届け出ます。

記

1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称: 大館スーパー
用途: 商業施設
所在地: 大館市〇〇一丁目1番1号

2 休止(廃止)しようとする年月日

2019年5月1日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止(廃止)に伴う措置

(1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

建物は除却し、跡地を売却予定(除却予定日: 2019年5月30日)

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

様式5 開発行為届出書

様式5（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係）

記入例

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

2019年4月1日

大館市長様

届出者 住所 大館市〇〇一丁目1番1号

氏名 株式会社〇〇〇
代表取締役 大館 一郎



開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	大館市■■町■■番地
	2 開発区域の面積	3,000 平方メートル
	3 住宅等の用途	専用住宅
	4 工事の着手予定年月日	2019年5月1日
	5 工事の完了予定年月日	2019年8月1日
	6 その他必要な事項	(住宅用区画数) 10区画 (担当者連絡先) 大館市〇〇一丁目1番1号 株式会社〇〇〇 担当□□ TEL 0186-■■-■■■■

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式6 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

様式6（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係）

記入例

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、
若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

住宅等の新築
 建築物を改築して住宅等とする行為
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出ます。

2019年4月1日

大館市長 様

届出者 住所 大館市〇〇一丁目1番1号

氏名 株式会社〇〇〇
代表取締役 大館 一郎

株式会社
〇〇〇
代表印

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	大館市■■町■■番地	
	地目	宅地	
	面積	1,200	平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途			
4 その他必要な事項	<p>(着手予定年月日) 2019年5月1日 (完了予定年月日) 2019年9月1日 (戸数) 12戸 (担当者連絡先) 大館市〇〇一丁目1番1号 株式会社〇〇〇 担当□□ TEL 0186-■■-■■■■</p>		

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式7 行為の変更届出書

様式7（都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係）

記入例

行為の変更届出書

2019 年 5 月 1 日

大館市長 様

届出者 住所 大館市〇〇一丁目1番1号

氏名 株式会社〇〇〇
代表取締役 大館 一郎



都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 2019 年 4 月 1 日

2 変更の内容

- ・宅地用区画数の変更（12区画→10区画）
- ・着手予定年月日の変更（2019年5月1日→2019年6月10日）

3 変更部分に係る行為の着手予定日 2019 年 6 月 10 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 2019 年 12 月 20 日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

【お問合せ先】

大館市 建設部 都市計画課 都市整備係

〒018-5792

大館市扇田字新大堤下93-6

TEL：0186-43-7082

各区域、届出制度の詳細、様式等は、大館市ホームページをご覧ください。
か、直接窓口でお尋ねください。